

審査基準

災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）

（災害時における交通の規制等）

第七十六条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。次条及び第七十六条の三において同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

災害対策基本法施行令（昭和37年7月9日政令第288号）

第三十二条の二 法第七十六条第一項の政令で定める車両は、次に掲げるもの（第二号に掲げる車両にあつては、次条第三項の規定により当該車両についての同条第一項の確認に係る標章が掲示されているものに限る。）とする。

一 略

二 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（前号に該当するものを除く。）

第三十三条 都道府県知事又は公安委員会は、前条第二号に掲げる車両については、当該車両の使用者の申出により、当該車両が同号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

2～4 略

鳥取県緊急通行車両確認事務要領

（平成20年3月25日付第200700151572号鳥取県防災監通知）

第2章 緊急通行車両の確認の対象とする車両

（確認の対象とする車両）

第2条 緊急通行車両の確認の対象とする車両は、次の各号に掲げる用途に使用する車両又は使用が計画されている車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示
- (2) 消防、水防その他応急措置
- (3) 被災者の救難、救助その他保護
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育
- (5) 施設及び設備の応急の復旧
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生
- (7) 交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) その他災害の発生への防御又は拡大の防止のための措置

2 略

第3章 略

第4章 緊急通行車両の確認

(申出者)

第7条 緊急通行車両の確認の申出(以下「確認申出」という。)を行う者(以下「申出者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 指定地方行政機関、県の機関、市町村、消防局、指定公共機関及び指定地方公共機関等、県地域防災計画の関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱に記載された機関(以下「指定地方行政機関等」という。)の長及び所属長並びにその職員で応急対策に従事する車両を運行する者
- (2) 指定地方行政機関等との契約等により指定地方行政機関等の活動のため災害応急対策に従事する機関等の長及びその職員で災害応急対策に従事する車両を運行する者
- (3) 災害時に指定地方行政機関等の要請に基づき災害応急対策に従事する機関等の長及びその職員で災害応急対策に従事する車両を運行する者
- (4) その他第2条第1項各号に掲げる災害応急対策に従事する車両を運行する機関等の長及びその職員で災害応急対策に従事する車両を運行する者

(確認申出の手続)

第8条 確認申出は、防災チーム又は各総合事務所で受け付けるものとする。

2 申出者は、次に掲げる書類を提出するものとする。ただし、届出済証の交付を受けた車両については、この限りでない。

- (1) 緊急通行車両確認申出書(様式第3号)
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 申出者以外が所有する車両にあっては、申出者との使用契約書等の写し
- (4) 前条第2号から第4号までに掲げる者にあつては、指定地方行政機関等から応援要請されたことが確認できる書類。ただし、県の機関から応援要請を受けた車両を除く。(書面による要請がなされていない場合、指定地方行政機関等から応援要請されたことが明らかであると判断されるときは省略できる。ただし、申出者が応援要請の文書を受理したときは、速やかに提出すること。)

(標章及び確認証明書の交付)

第9条 防災チーム又は各総合事務所は、前条第2項の規定により提出された申出書類を審査した結果、緊急通行車両に該当すると判断したときは、災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第6条第1項の標章(以下「標章」という。)及び同条第2項の証明書(以下「確認証明書」という。)を申出者に交付するものとする。

2 防災チーム又は各総合事務所は、前項に規定する審査の結果、緊急通行車両に該当しないと判断したときは、その旨を理由を付して申出者に通知するものとする。